

令和4年11月30日

議 案  
(そ の 2)

1 2 月 定 例 会 議

常 総 市



## 議案第31号

### 下妻地方広域事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により下妻地方広域事務組合同規約（平成6年地指令第1144号）を次のように変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、下妻地方広域事務組合同規約で定める組合事務所の位置を変更することについて、同規約の変更に係る協議を行うため地方自治法の規定に基づき、これを提出する。

## 下妻地方広域事務組合同規約の一部を改正する規約

下妻地方広域事務組合同規約（平成6年地指令第1144号）の一部を次のように改正する。

第4条中「本城町2丁目22番地、下妻市役所内」を「中居指1100番地」に改める。

付 則

この規約は、令和5年5月1日から施行する。

議案第32号

常総市議会議員及び常総市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

常総市議会議員及び常総市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、公職選挙法施行令が改正され、国会議員の選挙における選挙運動用自動車等に係る公費負担の限度額が引き上げられたことから、市議会議員選挙及び市長選挙における公費負担の限度額を同様に引き上げる改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

常総市議会議員及び常総市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

常総市議会議員及び常総市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年水海道市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第7条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第9条中「525円6銭」を「541円31銭」に改める。

第10条第2号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第3号中「525円6銭」を「541円31銭」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第33号

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、地方公務員法等の一部改正に伴い、常総市職員の定年等に関する条例を改正し、職員の定年年齢の引上げを行うとともに、常総市職員の給与に関する条例を改正し、定年の引上げに伴い60歳を超える職員の給料に係る特例措置等を定めるほか、関係する条例において規定の整備を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(常総市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 常総市職員の定年等に関する条例(昭和59年水海道市条例第2号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

#### 目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

#### 附則

##### 第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項, 第22条の5第1項, 第28条の2, 第28条の5, 第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め, 同条の次に次の章名を付する。

##### 第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め, 「ときは」の次に「, 同条の規定にかかわらず」を加え, 「その職員」を「当該職員」に, 「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に, 「引き続いて」を「, 引き続き」に改め, 同項に次のただし書を加える。

ただし, 第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって, 定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については, 第9条第1項又は第2項の規定

により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「うえ、」を「上、これらの期限の翌日から起算して」に改め、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 常総市職員の給与に関する条例（昭和32年水海道市条例第9号）第9条の2第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職
- (2) 常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年水海道市条例第11号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職  
（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として市規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員につ

いて前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その

他の市規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

## 第5章 雑則

### (委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附則に次の2項を加える。

### (定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

### (情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

### (常総市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 常総市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成27年常総市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び」を削り、「掲げる職員」の次に「及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を加える。

(常総市職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 常総市職員の分限に関する条例(昭和48年水海道市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び休職」を「, 休職及び降給」に改める。

附則第1項の前に見出しとして「(施行期日等)」を付し, 附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給に関する経過措置)

4 常総市職員の給与に関する条例附則第23項の規定に基づく特例措置及び市規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は, 法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。

5 前項に規定する措置の適用を受ける職員には, 市規則で定めるところにより, 当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(常総市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 常総市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和27年水海道市条例第143号)の一部を次のように改正する。

第4条中「1日以上6月以下」の次に「の期間, その発令の日に受ける」を加え, 同条に後段として次のように加える。

この場合において, その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは, 当該額を減ずるものとする。

(常総市職員の勤務時間, 休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 常総市職員の勤務時間, 休暇等に関する条例(平成7年水海道市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め, 「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り, 「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書, 第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に

改める。

(常総市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 常総市職員の育児休業等に関する条例(平成4年水海道市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。第9条第3号において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第16条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(常総市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 常総市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成16年水海道市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 常総市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。第10条第5号において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条第1号中「(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)」を削り、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 常総市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

(常総市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 常総市職員の給与に関する条例(昭和32年水海道市条例第9号)の一

部を次のように改正する。

第6条第3項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を削る。

第6条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「その者」を「当該育児短時間勤務職員等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額を、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条の2第3項中「その者」を「当該任期付短時間勤務職員」に改める。

第11条の4第1項第1号中「（以下）」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第13条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第1号及び同条第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第17条の3第2項中「第10条」を「第6条第2項から第9項まで、第10条」に、「再任用職員及び任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第10条、第11条及び第11条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

第18条第1項中「及び附則第22項第2号」を削り、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を

「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び8項を加える。

(定年の引上げに伴う特例措置)

23 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第25項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)

24 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 常総市職員の定年等に関する条例(昭和59年水海道市条例第2号)第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 常総市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

25 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第27項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第23項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第23項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 26 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 27 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第23項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第25項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 28 附則第25項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第23項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 29 附則第23項から前項までに定めるもののほか、附則第23項の規定による給料月額、附則第25項の規定による給料その他附則第23項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。
- 30 育児短時間勤務職員等に対する附則第23項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額						
	円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800

(常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年水海道

市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第20条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第5条の2」を「第5条の3」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項」に改める。

(常総市職員の再任用に関する条例の廃止)

第10条 常総市職員の再任用に関する条例(平成12年水海道市条例第34号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第12条の規定は、公布の日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。
- (2) 新地方公務員法 令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)をいう。
- (3) 短時間勤務の職 新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。
- (4) 旧条例 第1条の規定による改正前の常総市職員の定年等に関する条例をいう。
- (5) 新条例 第1条の規定による改正後の常総市職員の定年等に関する条例をいう。
- (6) 旧条例定年 旧条例第3条に規定する定年をいう。
- (7) 新条例定年 新条例第3条に規定する定年をいう。
- (8) 旧条例定年相当年齢 短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を

- 占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。
- (9) 新条例定年相当年齢 短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。
- (10) 暫定再任用職員 附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。
- (11) 暫定再任用短時間勤務職員 附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。
- (12) 定年前再任用短時間勤務職員 新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員をいう。
- (13) 特定年齢到達年度の末日 年齢65年に達する日以後における最初の3月31日をいう。
- (14) 施行日 この条例の施行の日をいう。

(勤務延長に関する経過措置)

第3条 任命権者は、施行日前に旧条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の市規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正

法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該市規則で定める職にあつては、市規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の

市規則で定める情報に基づく選考により，1年を超えない範囲内で任期を定め，当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち，新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち，新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって，当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって，当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に，暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は，1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし，当該任期の末日は，前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員の前項の規定による任期の更新は，当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が，当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は，暫定再任用職員の任期を更新する場合には，あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は，前条第1項の規定によるほか，組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項並びに附則第7条第1項及び第2項において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち，特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって，当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を，従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により，1年を超えない範囲内で任期を定め，当該常時勤務を要する職

に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第2項各号に掲げる

者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第9条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第10条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第4条から第7条までの規定が適用される間に

における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第11条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の市規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該市規則で定める短時間勤務の職にあっては、市規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該市規則で定める短時間勤務の職にあっては、市規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第12条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 暫定再任用短時間勤務職員は、第5条の規定による改正後の常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(常総市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の常総市職員の育児休業等に関する条例第16条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(常総市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)に対する第7条の規定による改正後の常総市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第2条第2項及び第10条の規定の適用については、同項第1号及び同条第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員(暫定再任用職員を除く。)」とする。

(常総市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 第8条の規定による改正後の常総市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第23項から第30項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第17条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項、次項及び第8項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される常総市職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得

た額とする」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される常総市職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
  - 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第11条の4第2項及び第13条第2項の規定を適用する。
  - 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第18条第3項の規定を適用する。
  - 6 新給与条例第19条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤労手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
  - 7 常総市職員の給与に関する条例第6条第2項及び第5項から第9項まで、第10条、第11条並びに第11条の3並びに新給与条例第6条第3項及び第4項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
  - 8 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与に関し必要な事項は、市規則で定める。  
(常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第18条 常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第5条の3及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

## 議案第34号

### 常総市個人情報の保護に関する法律施行条例について

常総市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体が同法の適用対象となることに伴い、開示請求に係る手続その他同法の施行に必要な事項を定めるため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市個人情報の保護に関する法律施行条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

#### (手数料等)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受け  
る者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

#### (本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置)

第4条 実施機関は、本人の委任による代理人により、法第76条第2項の規定  
による開示請求、法第90条第2項の規定による訂正請求又は法第98条第2  
項の規定による利用停止請求があった場合において、特に必要と認めるときは、  
市規則で定めるところにより、本人の意思を確認することができる。

#### (行政不服審査会への諮問)

第5条 実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基  
づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、常総市行政不服審査会  
条例（令和4年常総市条例第 号）第1条に規定する常総市行政不服審査会に  
諮問することができる。

#### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市  
規則で定める。

### 附 則

#### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### (常総市個人情報保護条例の廃止)

第2条 常総市個人情報保護条例（平成14年水海道市条例第23号）は、廃止

する。

(常総市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の常総市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項又は第11条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者

(3) 施行日前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 施行日前に旧条例第12条第1項若しくは第2項(旧条例第24条第2項、第27条第2項及び第28条第2項において準用する場合を含む。)、第24条第1項、第27条第1項又は第28条第1項の規定による請求がされた場合における公文書(旧条例第2条第6号に規定する公文書をいう。)に記録されている自己に関する旧個人情報の開示、訂正、削除及び利用中止については、なお従前の例による。

(常総市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第4条 常総市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年水海道市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第6号中「常総市個人情報保護条例(平成14年水海道市条例第23号)第2条第2号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項第1号」に改める。

議案第 35 号

常総市行政不服審査会条例について

常総市行政不服審査会条例を次のように定めたいので，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 30 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は，個人情報保護に関する法律の改正に伴い，本市が行った行政処分に係る審査請求に対し，実施機関の諮問に応じて調査審議を行う第三者機関の再編を図るため，これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市行政不服審査会条例

#### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 行政不服審査会（第3条—第8条）

第3章 情報公開条例等の規定による諮問に係る調査審議の特例（第9条—第14条）

第4章 雑則（第15条—第17条）

#### 附則

第1章 総則

（設置）

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）その他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関として、常総市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第81条第3項において準用する法第5章第1節第2款の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (2) 常総市情報公開条例（平成13年水海道市条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第17条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (4) 常総市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年常総市条例第 号。以下「法施行条例」という。）第5条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2 審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事項について、実施機関（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関及び法施行条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。第8条第2項において同じ。）に建議することができる。

## 第2章 行政不服審査会

### (委員)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、自己の利害に係る事件の調査審議に参加することができない。

### (会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が会長の職務を行う。

### (会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、第3条第2項の規定による委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (調査審議の非公開)

第6条 審査会の行う調査審議の手續は、公開しない。

### (書面審議)

第7条 第5条第1項の規定にかかわらず、会長は、会議を開催する時間的余裕がないと認める場合、災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により対面による会議の開催が困難であると認める場合等において、委員の過半数の同意を得たときは、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができる。

- 2 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

### (調査審議の手續の併合又は分離)

第8条 審査会は、必要があると認める場合は、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人（法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問をした実施機関（以下これらを「審査関係人」という。）にその旨を通知しなければならない。

第3章 情報公開条例等の規定による諮問に係る調査審議の特例  
(定義)

第9条 この章において「実施機関」とは、情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関及び法施行条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。

(審査会の調査権限)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、第2条第1項第2号又は第3号に規定する事項（以下「諮問事項」という。）に係る情報等（情報公開条例第2条第2号に規定する情報及び個人情報の保護に関する法律第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された情報等の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問事項に係る情報等の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、諮問事項に関し、審査関係人に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第11条 審査会は、審査関係人から申立てがあったときは、次に掲げる場合を除き、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

(1) 審査会が申立てをすべき相当の期間を定めた場合において、その期間内に申立てがなされないとき。

(2) 審査会が口頭で意見を述べる機会を与える必要がないと認めるとき。

- 2 前項の規定により口頭で意見を述べる機会を与えられた審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書又は資料の提出)

第12条 審査関係人は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 審査会は、審査関係人から意見書又は資料が提出されたときは、審査関係人（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）にその旨を通知するものとする。（意見書又は資料の閲覧等）

第13条 審査関係人は、審査会に対し、第10条第3項若しくは第4項又は前条第1項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の閲覧）又はその写しの交付（以下「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

2 審査会は、閲覧等をさせようとするときは、当該閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、その必要がないと審査会が認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。（答申書の送付等）

第14条 審査会は、諮問に対する調査審議を終了したときは、速やかに諮問実施機関に答申しなければならない。

2 審査会は、前項の答申が第2条第1項第2号に係るものであるときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

#### 第4章 雑則

（守秘義務）

第15条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第16条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(常総市情報公開・個人情報保護審査会条例の廃止)

第2条 常総市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成14年水海道市条例第24号)は、廃止する。

(常総市情報公開・個人情報保護審査会条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の常総市情報公開・個人情報保護審査会条例(以下この条において「旧審査会条例」という。)第4条第1項の規定により常総市情報公開・個人情報保護審査会(次項及び次条において「旧審査会」という。)の委員(以下この項及び第3項において「旧委員」という。)に委嘱されている者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に第3条第1項の規定により常総市行政不服審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱をされたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この条例の施行の際現に旧審査会条例第5条第1項の規定により定められた旧審査会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、施行日に第4条第1項の規定により審査会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により会長の職務を代理する者として指名されたものとみなす。

3 施行日前に旧委員であった者に対する旧審査会条例第13条の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

第4条 施行日前に旧審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、審査会にされた諮問とみなす。この場合において、施行日前に旧審査会が行った調査審議は、審査会が行った調査審議とみなす。

(常総市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第5条 常総市行政不服審査法施行条例(平成28年常総市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(平成12年水海道市条例第12号)」を「(平成12年水海道市条例第21号)」に改める。

第8条から第15条までを次のように改める。

第8条から第15条まで 削除

第20条を削る。

(常総市行政不服審査法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 附則第3条第1項の規定は前条の規定による改正前の常総市行政不服審査法施行条例(次項において「旧施行条例」という。)第1条の規定により置かれた常総市行政不服審査会(同項において「旧不服審査会」という。)の委員について、附則第3条第2項の規定は旧施行条例第12条第1項の規定により選任された会長又は同条第3項の規定により指名された委員について、附則第3条第3項の規定は旧施行条例第11条第4項の職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務について、それぞれ準用する。

2 施行日前に旧不服審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、審査会にされた諮問とみなす。この場合において、施行日前に旧不服審査会が行った調査審議は、審査会が行った調査審議とみなす。

(常総市情報公開条例の一部改正)

第7条 常総市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「常総市情報公開・個人情報保護審査会」を「常総市行政不服審査会」に改める。

(常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年水海道市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1 情報公開・個人情報保護審査会の委員の項を削る。

別表第5 市外在住の情報公開・個人情報保護審査会の委員の項を削る。

議案第36号

常総市斎場条例の一部を改正する条例について

常総市斎場条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、常総市斎場に係る火葬室使用料の額を改めるため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市斎場条例の一部を改正する条例

常総市斎場条例（昭和59年水海道市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表13歳以上の項中「38,000円」を「60,000円」に改め、同表13歳未満の項中「26,000円」を「30,000円」に改め、同表死産児の項中「16,000円」を「20,000円」に改め、同表その他の部身体の一部の項及び改葬の項中「10,000円」を「30,000円」に改め、同部出産に付随する汚物等の項中「10,000円」を「20,000円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に使用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第37号

常総市手数料条例の一部を改正する条例について

常総市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めらる。

令和4年11月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、個人番号カードを利用して多機能端末機で住民票の写し等の証明書を取得する場合における証明書交付手数料の額を定めるため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市手数料条例の一部を改正する条例

常総市手数料条例（平成12年水海道市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構（地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）第1条に規定する地方公共団体情報システム機構をいう。）と契約した民間事業者が設置する端末機であって、本市の電子計算機と電気通信回線で接続されたものをいう。以下同じ。）により交付する場合は、この限りでない。

別表租税、公課に関する証明（年度、税目をもって1件とする。）の項、印鑑登録に関する証明の項及び住民票、戸籍の附票、除かれた住民票又は除かれた戸籍の附票の写しの交付の項中「300円」の次に「（多機能端末機により交付する場合にあっては、200円）」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第38号

常総市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例について

常総市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、小中学校の適正配置実施計画に基づき大花羽小学校と菅原小学校の統合を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例

常総市立学校設置に関する条例（昭和39年水海道市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条の表大花羽小学校の項を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
（常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正）
- 2 常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成27年常総市条例第14号）の一部を次のように改正する。  
別表中「大花羽小児童クラブ」を「大花羽児童クラブ」に改める。  
（常総市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正）
- 3 常総市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和35年水海道市条例第9号）の一部を次のように改正する。  
別表中「大花羽小学校区」を「菅原小学校区のうち羽生町，大輪町及び花島町」に改め，「菅原小学校区」の次に「のうち横曾根新田町，笹塚新田町，五郎兵衛新田町，大生郷町，大生郷新田町及び伊左衛門新田町」を加える。

議案第39号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- 1 公の施設の名称 常総市児童クラブ（水海道小児童クラブ，三妻児童クラブ，大花羽児童クラブ，豊岡小児童クラブ，絹西小児童クラブ，菅生小児童クラブ，岡田小児童クラブ，玉小児童クラブ，石下小児童クラブ，豊田小児童クラブ，飯沼小児童クラブ）
- 2 指定する団体 東京都港区芝四丁目13-3 PMO田町東10F  
株式会社明日葉  
代表取締役 大隈 太嘉志
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

本案は、放課後児童健全育成事業を行う市内11箇所の児童クラブにおける指定管理者として、株式会社明日葉を指定するため、これを提出する。

議案第40号

財産の取得に係る議決事項の変更について

次のとおり財産の取得に係る議決事項を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

1 財産の種別及び数量

- (1) 変更前 小中学校教育用大型掲示装置 81台  
Type C-HDMI変換アダプタ 222台
- (2) 変更後 小中学校教育用大型掲示装置 148台  
Type C-HDMI変換アダプタ 222台

2 取得金額

- (1) 変更前 16,280,000円
- (2) 変更後 29,059,580円

提案理由

本案は、令和4年9月定例会議において議決を経た小中学校教育用大型掲示装置等の取得について、その数量及び取得金額を変更するため、これを提出する。

議案第41号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日 提出

常総市長 神達岳志

記

路線名	起 点		終 点	
西724	旧	篠山368-1	旧	篠山160-1
	新	篠山368-1	新	篠山162

提案理由

本案は、篠山地内の路線について、その一部が道路としての機能を喪失し、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、当該路線の終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。